

公共事業と住民参加

国土交通省は5月1日、「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン(案)」を公表し、それに対するパブリックコメントを募集している。たまたま2日付の毎日新聞の「ノーも言える公共事業」という記事で知った。

今回のガイドライン案は公共事業と住民参加のあり方について、いくつか注目すべき提案をしている。「特に、事業の特性や事案の性質、地域の実情等を勘案しつつ、ダム等の大規模な河川整備、幹線道路、港湾の大規模岸壁、空港の滑走路の新設など事業の規模等の観点からみて国民生活、社会経済または環境への影響が特に大きい事業については、第3の一連の手続きを講じることを基本とし、住民参加手続きを実施するものとする。」

第3の構想段階における住民参加手続きの最初に、「事業者は、複数の案を作成し、公表するものとする。この際、複数の案には、当該事業を行わないこととする案(当該施設の整備以外の方法による代替案を含む。)が含まれていることが望ましい。」と規定している。また「事業者は、住民等の意思の把握に当たっては、複数の案の各々について、当該案を提示した背景及び理由、事業費などの案の内容、国民生活や環境、社会経済への影響、メリット・デメリット等住民等が複数の案を比較検討し、判断する上で必要かつ十分な情報を積極的に公開・提供するとともに、事業に対する住民等の意思形成に十分な期間を確保するよう配慮するものとする。」

公共事業の見直しが叫ばれて久しい。拙著『公共事業と財政』でも述べたように、90年代後半に公共事業に対する国民の批判がますます高まり、見直し論議に拍車がかかる。旧建設省も98年版白書において、公共事業のあり方と見直しを直接のテーマにかかげた。社会資本整備は行政と国民が協同で整備することが大切であり、行政側が利用者である国民の意見を聞き、意思決定プロセスへの参加を積極的に求めるべきなどとした。こうした提起をうけて、公共事業の手続きにパブリックコメントなどが導入されてきた。今回のガイドライン案は、公共事業の構想段階における住民参加について、従来よりかなり踏み込んだ提案がされていて注目に値する。とりわけ事業を行わない案(ゼロ案)を含む複数案の作成と公表は、公共事業の手続きに大きな影響をもたらすもので、住民参加の「効果」を高めることになるだろう。

こうした複数案やゼロ案については、以前から環境アセスメントの分野で議論されてきた。「愛知万博の環境アセスメントに意見する市民の会」という環境NGOの一員として、数年にわたり万博アセスの経過を追及してきた。はじめに計画(万博)ありき、といったアセスメントの手続きに問題を提起してきた。公共事業の構想段階における住民参加手続きの「改革」は、現行の環境アセスメントや都市計画とどう関連するのか。構想段階や住民の位置づけ、参加の手続きの具体的なあり方などに注目していきたい。

(5月14日記)